

れいわ ねん どとくべつしえんがっこうきゆうしよくひほじよじぎょう し
令和5年度特別支援学校給食費補助事業のお知らせ
(やさしい日本語)

練馬区では、特別支援学校に通うこどもの家族に、2人目以降のこどもの学校の給食費を支払います。このお金をもらうためには、自分で申し込むことが必要です。ほしい人は、申し込みをしてください。

記

【対象】

すべての条件に合う人が申し込むことができます。

1. 練馬区に住んでいること
2. 特別支援学校の生徒であること
(公立、私立の学校や、他の区にある学校でもよいです。)
3. 2人目以降のこどもがいること

- ※ 1人目のこどもの年齢や住所は、関係ありません。
- ※ 家族の収入は、関係ありません。
- ※ 他に自分が払う学校の給食費を助けてくれる制度を使っている人は、申し込むことができません。

例えば、東京都の就学奨励事業で「区分Ⅰ」や「施設」の人や、生活保護の教育扶助を受けている人は申し込めません。「区分Ⅱ」の人は、給食費の残り半分をもらえます。

- ※ 令和5年度の一時期だけでも、上の条件に合っていたら、申し込むことができます。

【支払い方法】

下の金額まで、お金を支払います。このお金は、申し込みをした銀行口座に振り込まれます。申し込みから約1か月後くらいに支払う予定です。

| | | |
|-----|-------|---------|
| 小学校 | 1～2年生 | 52,100円 |
| | 3～4年生 | 54,900円 |
| | 5～6年生 | 58,600円 |
| 中学生 | | 66,300円 |

- ※ お金をもらうことが決まった後でも、練馬区から引っ越すときや、もらえる条件でなくなったときは、申し込み金額を直さなければなりません。

【申し込みができる期間】

れいわ ねん 12 月 15 日 (金) ～ れいわ ねん 3 月 29 日 (金)

※期間を延ばしました

【申し込み方法】

書類を郵便で送るか、直接、渡してください。

- ① 郵便で送る。(令和6年3月29日までに消印があれば大丈夫です。)
- ② 保健給食課に直接渡す。(練馬区役所 11階)

【必要な書類】

《必ず必要な書類》

- ① 申請書兼口座振込依頼書(区で用意している書類をつかってください。)
※ 書類のデータは、練馬区のホームページに載っています。
- ② 令和5年度東京都就学奨励事業支弁区分決定通知書のコピー
- ③ お金をもらいたい銀行口座の通帳等のコピー(名前と口座番号が分かるもの)
- ④ 個人番号カード表面、運転免許証、パスポート等のコピー(どれか1つ)

《当てはまる人だけ必要な書類》

- ⑤ 今年度、ほかに自分が払う学校の給食費を助けてくれる制度を使っている人
: 他の制度を使っていることがわかる書類(支給決定通知書など)のコピー
- ⑥ 家族の中で1番上の子ども等が家から出ていっている人
: 申立書と、家から出て行った子どもの住民票か、全部事項証明書(戸籍謄本)

【注意事項】

- (1) 生活保護、東京都就学奨励事業などで、給食費をもらっている人は申し込みできません。
- (2) 東京都の「令和5年度就学奨励事業支弁区分決定通知書」は、全貫、必ず出してください。

【連絡先・書類を出すところ】

練馬区教育委員会事務局 保健給食課学校給食係

〒176-8501

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎11階

電話番号 03-5984-5736

時間 8:30~17:00

(土曜日、日曜日、祝日は閉まっています。)